

〇いみず市民交流プラザ条例

令和元年12月20日

条例第45号

射水市小杉社会福祉会館条例(平成17年射水市条例第124号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地域福祉、生涯学習等の分野において市民が交流できる場を創出し、もって市民生活の向上及び地域の活性化を図るため、いみず市民交流プラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いみず市民交流プラザ	射水市戸破4200番地11

(職員)

第3条 プラザに所長、事務職員その他必要な職員を置くことができる。

(開館時間)

第4条 プラザの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 プラザの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、休館日以外の日に臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第6条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするに当たっては、使用の制限その他管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) プラザの管理上支障があると認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不適當と認めたとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定によりプラザの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公益上又は管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により、使用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、時間超過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認めたものについては、使用後に納めることができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、プラザの使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則並びに市長の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、プラザの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、プラザの使用を終了したとき(第8条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は退去を命じられたときを含む。)は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、建物、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にプラザの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) プラザの維持管理に関する業務
- (2) プラザの使用の許可等に関する業務
- (3) プラザの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第8条までの規定の適用については、第4条及び第5条中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を受けて」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長」とあり、及び「市」とあるのは「指定管理者」と、「第6条第1項」とあるのは「第17条第2項の規定により読み替えて適用する第6条第1項」と、「第6条第2項」とあるのは「第17条第2項の規定により読み替えて適用する第6条第2項」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正にプラザの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第19条 第16条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせることとした場合において、使用者は、第9条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、第9条に規定する金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

- 3 使用者は、使用の許可と同時に利用料金を納めなければならない。ただし、時間超過に係る利用料金又は市長が特にやむを得ないと認めたときは、その使用後に納めることができる。
- 4 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第11条の規定を準用し、その全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年2月12日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 プラザの使用に関する手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

区分	使用料(1時間当たり)
ふれあいホール1	1,150円
ふれあいホール2	1,140円
研修室	480円
和室1	300円
和室2	480円
キッチンスタジオ	830円
ミーティングルーム	180円
会議室1A	360円
会議室1B	380円
会議室2A	290円

会議室2B	220円
別館 ホール	310円
別館 和室1	200円
別館 和室2	170円

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。